

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 福岡県
（氏名） A

上記被審人に対する平成28年度（判）第26号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官高橋良徳、審判官城處琢也、同君島直之から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金33万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成29年2月13日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成28年12月12日

金融庁長官 森 信 親

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、建設・産業機械の輸出入、製作及び販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている高千穂交易株式会社（以下「高千穂交易」という。）に勤務していた者であるが、平成28年1月15日、同人がその職務に関し、同社の属する企業集団の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの会計期間（平成28年3月期）の業績予想値における売上高について、平成27年5月8日に公表がされた直近の予想値（売上高230億円）に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じた旨の重要事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、同社において新たに算出した平成28年3月期の予想値（売上高200億6000万円）の公表がされた平成28年2月3日午後4時頃より前の同月2日、B証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、高千穂交易株式合計2600株を売付価額合計256万9600円で売り付け、また、同月3日午前9時頃、B証券株式会社において、B証券株式会社を相手方として、自己の計算において、高千穂交易株式合計23.69615株を売付価額合計2万3696円で売り付けたものである。

(別紙2)

2 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第1項第1号、第2項第3号、第176条第2項、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第51条第1号

3 課徴金の計算の基礎

別紙1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項第1号の規定により、当該有価証券の売付けについて当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

(970円×100株+971円×100株+974円×300株+976円×200株+978円×100株+980円×100株+985円×200株+987円×100株+989円×100株+990円×200株+996円×100株+997円×100株+998円×200株+999円×200株+1,000円×123.69615株+1,001円×100株+1,002円×100株+1,003円×100株+1,004円×100株)

－ (861円×2,623.69615株)

= 334,293.76485円

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、330,000円。